

議第 3 7 号

字の区域の変更について

次の表の左欄に掲げる区域を同表の右欄に掲げる字の区域に変更する。

なお、この字の区域の変更は、地方自治法施行令第 1 7 9 条の規定により、土地改良法第 5 4 条第 4 項の規定による換地処分公告があった日の翌日から効力を生じる。

左 欄			右 欄	
町	大字	字	地番 (令和 8 年 1 月 9 日現在)	字
安浦町	中畑	エフリ谷	1 0 3 7 6 の 1 , 1 0 3 7 6 の 2 及びこれらの区域に隣接する道路である市有地の全部並びに 1 0 3 7 1 の 1 及び 1 0 3 7 7 のそれぞれに隣接する道路である市有地の全部	市原
		市原	1 3 0 4 の 1 の一部, 1 3 0 5 の一部, 1 3 0 8 の 1 の一部	市原谷
		市原谷	1 3 5 9 の 1 の一部及びこの区域に隣接する道路・水路である市有地の全部, 1 3 5 0 の 2 に隣接する水路である市有地の一部並びに 1 3 7 9 の 1 + 1 3 7 9 の 2 + 1 3 8 1 の 1 + 1 3 8 1 の 2 + 1 3 8 2 の 1 + 1 3 8 2 の 2 + 道路に隣接する水路である市有地の全部	市原
		中山	1 0 6 7 3 及びこの区域に隣接する水路である市有地の全部並びに字市原谷 1 4 0 5 に隣接する水路である市有地の一部	市原谷

(提案理由)

土地改良事業の実施に伴い、当該事業実施後の土地の区画の形状等を踏まえ、当該事業実施区域内の字の区域を変更するため、地方自治法第 2 6 0 条第 1 項の規定により、この案を提出する。